

助成金を受給する際の注意点

会社が雇用保険に加入していることが必要です

雇用関係助成金は雇用保険適用事業所の事業主を対象としています。

助成金はすぐには受給できません

助成金の種類によりますが、制度を整備し実施(対象者を雇用)してから、おおむね申請をするまでに6ヶ月、さらに申請後受給までに2ヶ月以上かかります。また助成金によっては2期以上に区切って何回かに分けて申請する場合もあります。

助成金は原則課税対象です

助成金は一部の障害者関係の助成金を除き課税対象です

支給申請書は5年間保存です

助成金を申請した場合、その支給申請書類は5年間保存することが法律で義務づけられています。

受給後は調査が入る場合があります

すべての会社ではありませんが、助成金受給後に労働局の調査が入る場合があります。また同様に会計検査院の調査の対象にもなっており、その場合はさらに詳細な調査が行われます。調査も申請時に提出した書類だけでなく、総勘定元帳などの税務関係の書類もチェックの対象となっています。なお、不正受給と判断されば、「助成金の返還」「事業所名の公表」「原則3年間の助成金申請不可」となり、悪質な場合は「刑事告発」の対象となります。

会社都合で退職した者がいる場合、一定期間対象外となります(雇用調整助成金などを除く)

大半の助成金は会社都合の退職者(懲戒解雇を除く)がいる場合、退職した前後6ヶ月は助成金の対象になりません。助成金を受給後6ヶ月以内に会社都合で退職者が出了場合、原則返還となります。また、助成金に影響するという理由で強引に退職理由を変更した場合は不正受給となります。

会社都合退職例 雇用保険の喪失原因 「3」	解雇(懲戒解雇を除く)
	事業主の勧奨による退職
	雇用期間3年以上かつ更新1回以上の雇止めなしの契約満了時に事業主が契約を更新しない
	高年齢雇用安定法違反となる65歳未満の定年
	定年後継続雇用により労働者が継続雇用を希望したが、事業主が合理的な理由なしに継続雇用しない

裏面(次ページ)もご覧ください

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-33-8メゾン岡田5階



日本橋浜町社会保険労務士事務所

TEL 03-6677-1212 FAX 03-6755-9266

助成金を受給する際の注意点

労働関係の諸法令を遵守する必要があります

助成金を申請する際には、労働関係の諸法令を遵守する必要があります。

例えば

- 法定で定められた帳票「出勤簿」「賃金台帳」「労働者名簿」が整備されているか
- 就業規則が作成され、労働者が常時10人以上の会社の場合は労働基準監督署に届け出ているか
- 社会保険が強制適用の会社の場合、社会保険に加入しているか

法人の会社は強制適用(個人事業所は以下参照)

人数	個人事業所	
5人以上 (社会保険に加入対象とならないパート・アルバイトの人数も含む)	強制適用 工場（製造・加工・修理・解体等）、土木・建築業、鉱業、電気業、運送業、貨物荷役業、焼却・清掃・屠殺業、商業（飲食・料理業は除く。）、金融保険業、保管貯蔵業、媒介周旋業、集金・案内・広告業、教育・研究・調査業、医療、通信・報道事業、社会福祉・更生保護事業、	任意適用 農業、牧畜業、水産養殖業、漁業 サービス業（ホテル、旅館、理容、娯楽、スポーツ、保養施設などのレジャー産業） 法務（弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士等） 宗教（神社、寺院、教会等）
5人未満	任意適用	

- 残業・休日出勤がある会社は36協定は提出しているか、割増賃金を法定の割増率以上で支払っているか
- その他、法律で定められた健康診断を実施しているかなど

正社員・無期契約(パート)社員に転換した場合、退職理由は契約期間満了になりません

正社員・無期契約(パート)社員に転換した場合、期間の定めのない労働契約となります。

例：キャリアアップ助成金

制度を整備し実施した場合の助成金は受給後も制度の内容をつづける必要があります

社員のために制度を整備し実施した場合の助成金は受給後も就業規則等で定めた内容で実施する必要があり、助成金受給後に制度を廃止することは社員に不利益となるため、原則としてできません。制度を整備して受給する助成金は特に支給が1回だけの助成金であることが多いため、その後の新制度導入による賃金上昇コストやその他の費用負担を考えると割高な場合があります。

例：人材確保等支援助成金・人材開発支援助成金など

雇用関係の助成金はおもに社員の雇用の維持・職場環境の向上を目的としており、助成金の受給が目的ではなく、社員の待遇向上を図ることができるかどうか考えてご検討ください。

また、助成金の受給のお約束は出来かねますので、その点をご承知おきくださるようお願いいたします。

裏面(前ページ)もご覧ください

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-33-8メゾン岡田5階



日本橋浜町社会保険労務士事務所

TEL 03-6677-1212 FAX 03-6755-9266